指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：①大成建設株式会社（法人番号：4011101011880）
　　業者の住所：　東京都新宿区西新宿１－２５－１
②鹿島建設株式会社（法人番号：8010401006744）
東京都港区元赤坂１－３－１
③株式会社大林組（法人番号：7010401088742）
東京都港区港南２－１５－２
④清水建設株式会社（法人番号：1010401013565）
東京都中央区京橋２－１６－１

２．指名停止措置期間：平成３０年　３月３０日から
平成３０年　７月２９日まで（４か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
上記４社は、東海旅客鉄道（株）発注の中央新幹線建設工事において、受注調整があったとして、独占禁止法第３条（不当な取引制限）違反により、平成３０年３月２３日、公正取引委員会に刑事告発され、同日、東京地方検察庁に起訴された。

５．指名停止措置理由：
上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第５号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） ５　対象区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第１２号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から ２月以上９月以内